

令和 6 年度版

市営住宅入居及び空家待ち入居者募集のしおり
(令和 5 年度から抽選方法が変更になりました。)



申込期間:令和 6 年 5 月 1 日(水)~5 月 31 日(金)

南城市役所 土木建築部 施設管理課

〒901-1495 南城市佐敷新里 1870 番地

TEL:098-917-5351

目次

・市営住宅空家待ち入居者募集について	3~4
・入居資格	5
・申込から入居まで	6
・優先的選考	7~8
・申込及び入居時の注意事項	9~10
・月額所得の計算方法	11~14
・控除金額の一覧表	15
・市営住宅家賃(参考値)	16
・市営住宅申込書(記入例)	17~18
・収入証明書(記入例)	19

南城市営住宅入居及び空家待ち入居者募集について

今回実施する市営住宅の入居者及び空家待ちの入居者募集は、南城市内にある市営住宅を対象に現在の空家及びこれから発生する空家を見込んで募集を行うものです。

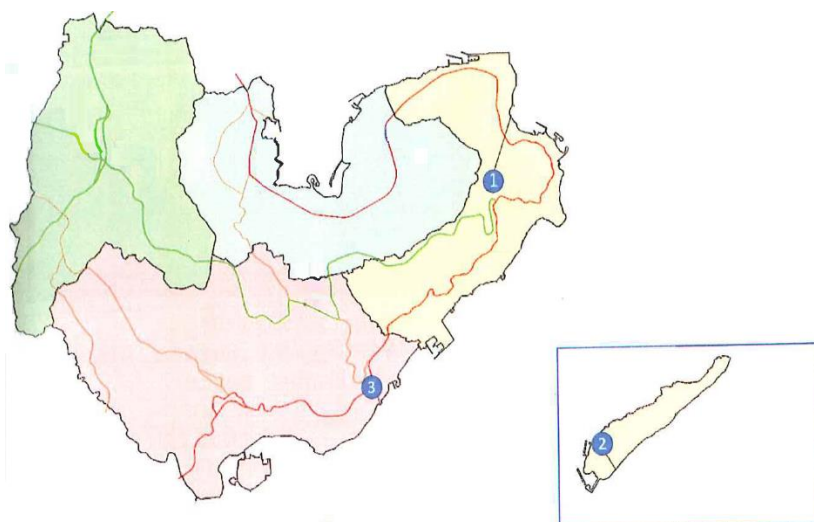
抽選会では、待機当選者及び空家待ちの順位を決定し、希望した団地に空家が発生した際に待機当選者より順位に沿って入居案内を行います。棟・階層等を選ぶことはできません。入居資格登録期間に空家が発生しない場合は、入居できませんのでご了承ください。

● 市営住宅の目的

市営住宅は住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた住宅です。このため、市営住宅は他の民間住宅と異なり、入居に際しては公営住宅法、南城市営住宅条例などにより、収入基準をはじめとするさまざまな規定や制限が設けられています。申し込みに当たっては、この「募集のしおり」をよくお読みになったうえでお申し込みください。

● 団地の所在地及び戸数(令和6年4月時点)

- ・市営百名団地…………… 60戸(内空き室 1戸)
- ・市営ワンヂン原団地…………… 22戸(内空き室 1戸)
- ・市営久高団地…………… 4戸(内空き室 0戸)



No.	団地名称	住所	完成年度	階数	戸数	間取
1	ワンヂン原団地	知念久手堅754-2～819-3	S61,H1	1	22	3DK
2	久高団地	知念字久高103-1	H6,H7	1	4	3LDK
3	百名団地	玉城字百名626番地～647-3	S58～S59	3	60	3DK

●申込期間

令和6年5月1日(水)～5月31日(金)まで ※土日祝祭日を除く
(午前9時から午後5時まで ※昼休み 12時から13時まで)

●申込方法

「市営住宅申込書」に必要な事項を記載し、入居資格確認書類と併せて施設管理課へ郵送又は直接申し込みをしてください。

※郵送の場合は、令和6年5月31日までの消印が有効です。郵便局の受付時間によっては翌日の消印になる場合がありますので、余裕を持ってお申込みしていただくようお願いします。※書類に不備がある場合は受付できない場合があります。提出の際は、記載内容、必要書類を必ずご確認ください。また、郵便料金の不足等があれば受付できませんのでご注意ください。

※複数の団地を申し込むことはできません。

●公開抽選会

申込書及び関係書類による仮審査の後、入居資格該当者に抽選会の案内を通知します。抽選会当日に申込者による抽選を行い、順位を決定します。抽選会に参加しない場合には残りの順位から職員で抽選して決定します。

抽選会に参加できない方は、代理での抽選も可能です。ただし、その場合は指定の期限までに委任状の提出が必要です。

※令和5年度より抽選方法が変わっています。詳細については7ページを参照ください。

●入居資格登録期間(有効期間)

入居順位決定後～次回空家待ち資格決定まで(おおむね令和7年6月末迄)

※上記期間までに空き家が発生しない場合は入居できませんのでご了承ください。

●申込先

南城市役所 施設管理課(南城市役所2階)

[TEL:098-917-5351](tel:098-917-5351)

入 居 資 格

1	○現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の予約者等を含む。)があること。 注)婚姻予約者は、入居契約時に婚姻した旨の証明書が提出されないと入居できません。※1 単身入居ができる場合もあります。
2	○申込者及び同居親族の所得を合算した月収額が次の基準内であること。 (月額所得の計算方法は11～15ページに掲載しています。) 一般)158,000円 以下、裁量世帯※2) 214,000円 以下
3	○現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 ○原則として、入居予定者全員が持ち家(共有を含む)を所有していないこと。
4	○南城市に住所若しくは本籍を有する者。
5	○市税、健康保険税等を滞納していないこと。 注)現年度だけでなく過年度分も滞納していないこと。
6	○申込者又は同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。 (なお、入居資格審査のため警察に照会を行います。)
7	○入居決定後、指定期日までに敷金を納入し、連帯保証人1名を立てられる者。 注)敷金は入居時の家賃3か月分の金額。 ※3 連帯保証人は市の定めた一定以上の収入が必要です。 連帯保証人を入居契約時点までに準備することが困難な場合は、入居案内時まで に施設管理課へお問合せください。

※1 単身入居者(別居中を除く)

- ①60歳以上の方(募集年度の4月1日時点で60歳以上に達している方)
- ②手帳の交付を受けている障がい者(身体障がい1～4級、精神障がい1～3級、知的障がいA1～A2)
- ③生活保護受給者④DV被害者(配偶者暴力相談支援センター等の証明がある方)
- ⑤戦傷病者 ⑥原爆被害者 ⑦海外引揚者 ⑧ハンセン病療養入所等

注)身体上、または精神上著しい障がいがあるために常時介護を必要とし、かつ、居住において、これを受けることが出来ず、または受けることが困難であると認められる方は応募できません。なお、入居資格審査の時に居住支援の状況を確認する場合があります。

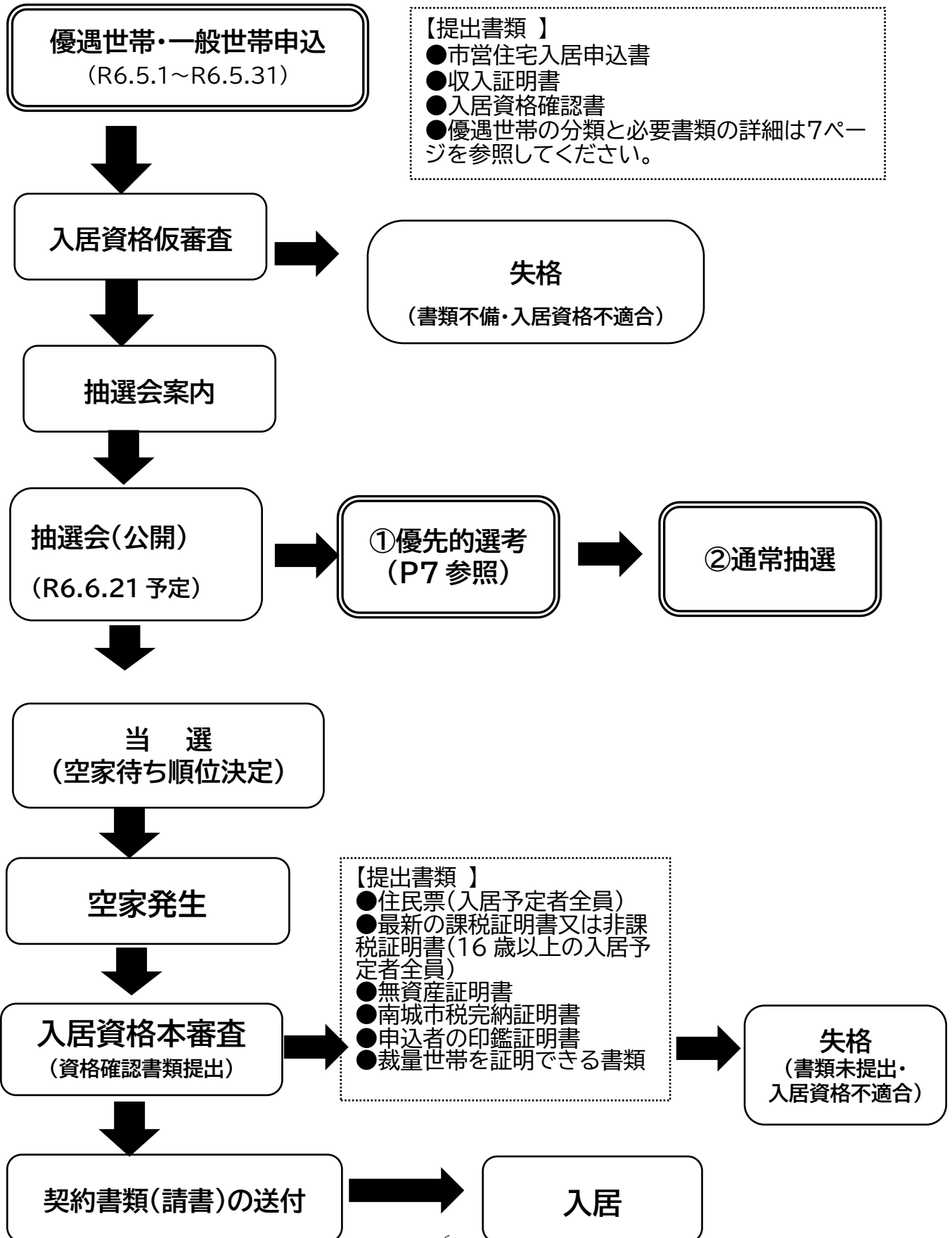
※2 裁量世帯

- ①入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者がいずれも60歳以上または18歳未満の世帯
- ②同居者に中学生就学の始期に達するまでの者がある世帯
- ③入居者又は同居者に手帳の交付を受けている身体障がい者(1～4級)精神障がい者(1～2級)知的障がい者(A1～B1)がいる世帯
- ④戦傷病者のいる世帯 ⑤原爆被害者のいる世帯 ⑥ハンセン病療養入所者 ⑦海外引揚者

※3 連帯保証人の条件

- ①県内に住んでおり、団地への同居予定者でない者②入居を許可された者と同等程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める者。

申込みから入居まで



優先的選考

1. 優先的選考とは

公営住宅の入居者の募集については、住宅の困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、入居者の募集・選考において優先的に取り扱うこと(優先入居)が可能とされています。南城市では、市営住宅の居住面積水準の適正化を目的に、令和5年度より新たに採用した選考方法です。

子育て世帯、または居住人数の多い世帯を優先入居することで、居住面積に適した住宅の供給を行うことを目的としています。今回の抽選会では、1位の順位のみ優先的選考を行い、2位以下の順位は優先的選考で落選した方と一般申込みの方で抽選を行います。

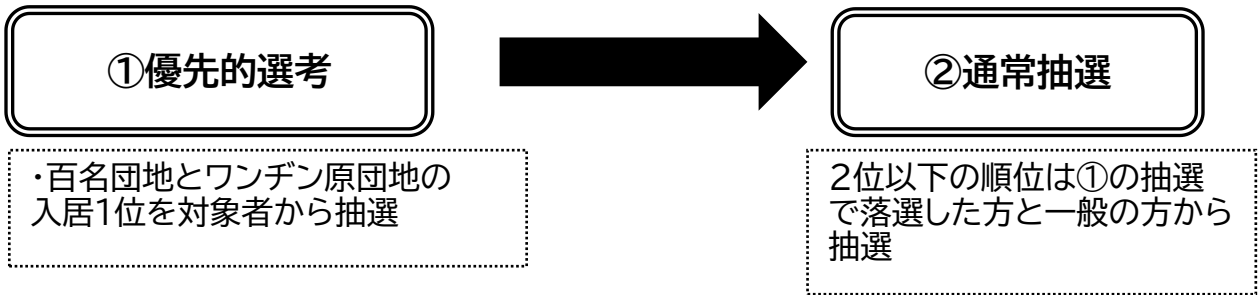
2. 優先的選考の対象

5ページの入居資格に該当し、かつ下記のいずれかに該当する方となります。

分類	必要書類	適用
①本市の事業執行に伴う立ち退き者	立ち退きを証明する書類	
②中学生以下の子を養育しているひとり親(母子・父子)世帯 ア. 配偶者と死別、又は離別して再婚していない者 イ. 非婚世帯	戸籍謄本 (配偶者がいないことを確認します)	
③中学生以下の子を3人以上扶養している者	本籍・続柄が記載された住民票謄本	
④入居者または同居者に障がい者(身体障がい者(1～4級)精神障がい者(1～2級)知的障がい者(A1～B1))のいる3人以上の世帯	障がい者手帳の写し	
⑤DV被害者で中学生以下の子を扶養する者	女性相談所等が発行する書類	
⑥入居者が60歳上の者で2人以上の同居者がおり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は中学生以下の者	親族関係が確認できる書類	同居者は2親等以内の親族に限ります。
⑦特に救済を要する低額所得者で3人以上の世帯	所得証明書 現在家賃の分かる書類	
⑧南城市営住宅条例で定める者	罹災証明書 居住実績証明書 等	

※②～⑥は全て同一世帯かつ同居していることが条件となります。尚、同居者は親族に限ります。(婚姻予約者等は個別でご相談ください。)

3. 抽選方法



(抽選の例)

【申込団地:百名団地(空き室1)ワンデン原団地(空き室1)】

申込:Aさん(優遇世帯)、Bさん(優遇世帯)、Cさん(優遇世帯)、Dさん(一般世帯)、Eさん(一般世帯)

- ① 優先的選考…百名団地・ワンデン原団地の入居順位1位を AさんとBさんとCさんで抽選、AさんとBさんが入居1位に当選
- ② 通常抽選…空家待ち順位1以下の順位を Cさん、Dさん、Eさんで抽選

【申込団地:久高団地(空き室0)】

申込:Aさん(優遇世帯)、Bさん(優遇世帯)、Cさん(優遇世帯)、Dさん(一般世帯)、Eさん(一般世帯)

- ① 優先的選考…空家待ち順位1位を AさんとBさんとCさんで抽選、Aさんが空家待ち1位に当選
- ②通常抽選…空家待ち順位2以下の順位を Bさん、Cさん、Dさん、Eさんで抽選

※注意事項

- ・空家待ち1位となっても、有効期間までに空家が発生しない場合は入居できません。
- ・優先的選考の対象世帯が必ず入居できるものではありません。
- ・優先的選考に申し込みをした方が抽選会当日に欠席した場合は、一般申込の欠席者と同じ扱いとなります。

申込及び入居時の注意事項

(1)申込時の注意事項

以下のような場合には失格になりますのでご注意ください。

- ・申込内容に不備、または虚偽がある場合
- ・同一世帯、または同一で2つ以上の申込(重複申込み)をした場合
- ・申込み後に住所を異動し、これを市に連絡しない場合

※一度申込みをした団地は、変更できませんのでご了承ください。

(2)入居案内時、または入居時の注意事項

以下のような場合には失格になりますのでご注意ください。

- ・夫婦別居で申込み、または入居することは原則できません。
- ※母子・父子世帯については、申込時に戸籍謄本を提出していただきます。
- ・申込みをした家族(同居予定者)が全員同時に入居できない場合。
- ・入居時の家族(同居予定者)の人数に増減があった場合(出生を除きます)。
- ・名義人、または同居予定者が暴力団員であることが判明した場合。
(資格審査時に警察へ照会します。)

入居するにあたって

1. 資格審査書類

- ・抽選会後の補充入居者の方には、資格審査に関する書類を送付しますので期限内に提出してください。
- ・期限内に提出がない場合や提出書類に不備がある場合には失格となります。
- ※資格審査時には、市が指定する各種証明書類を提出していただきます。

2. 入居案内

- ・希望する市営住宅に空き部屋が発生した時に抽選順位が上位で資格審査に合格した補充入居者に入居案内を行います。
- ・部屋の割り当ては市が行いますので、ご希望に添えない場合があります。
- ・入居を希望する方には、契約書類等を送付しますので期限内に提出してください。

3. 連帯保証人

- ・入居にあたり、入居決定者と同程度以上の収入を有する連帯保証人を1人用意していただきます。※保証人を準備することが困難な方は、入居案内時までにご相談ください。

4. 家賃及び敷金、その他の費用について

①敷金…入居契約時に家賃の3か月相当額の敷金を納入していただきます。

②家賃…家賃の引き落としは毎月10日です。口座引き落としが原則となります。

※家賃を3か月以上滞納した時は、住宅の明渡し請求をいたしますのでご注意ください。

③その他の費用…団地によっては下記の費用が共益費として入居者の負担になります。

(1)電気料金…屋内外共有部分の電灯、集会所の電気料金等

(2)水道料金…共同水栓、集会所の水道料金、浄化槽の水道料金等

(3)衛生掃除費…ごみ収集料金、排水管(枝管、縦管の排水管つまりの清掃費等)、雨水排水の側溝清掃費等

(4)共同施設費:電灯等の電球の交換費用、樹木草花の剪定費など

(5)その他入居者が当然に負担すべき費用

※共益費は、家賃とは別に自治会、または管理人に収めてください。(家賃と一緒に引き落としできません。)共益費は、団地の運営、維持管理のために必要な費用です。共益費の滞納が続きますと南城市営住宅条例に定める「迷惑行為」に該当するおそれがありますので必ずお支払いください。

5. 自治会

・市営住宅に入居する際には団地の自治会に加入いただき市営住宅の運営にご協力ください。※団地に自治会が無い場合は地域の自治会に加入していただけるようお願いします。

6. その他注意事項

・市営住宅では、犬、猫等の動物を飼うことを固く禁止しております。

・市営住宅内(室外含む)で動物を飼っている事が確認された場合、市営住宅の入居者以外の方に譲渡していただくか、退去していただく事になりますので必ず守ってください。

・市営住宅は集合住宅ですので、他の入居者に迷惑にならないように心掛けてください。

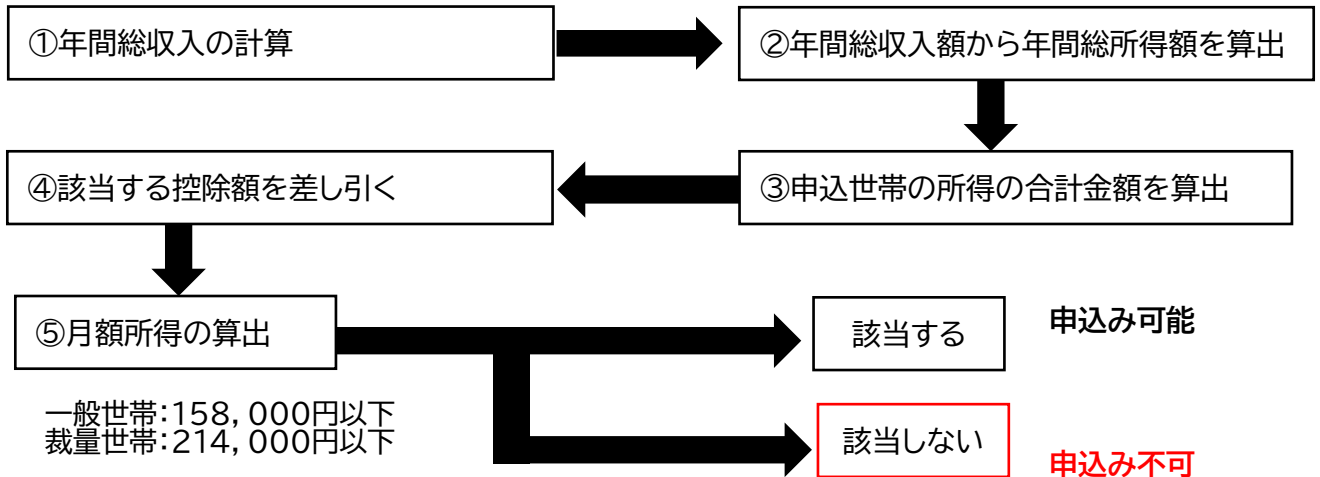
※他の入居者に対する迷惑行為は条例違反にあたり、場合によっては住宅の明渡しを請求することになります。

年間総収入金額・年間総所得金額の計算方法

・市営住宅の収入基準に該当するかを判断するために、月収額の計算を行います。

【世帯の所得 = 申込世帯の所得金額 - 該当する控除額(15 ページ参照)】

計算の手順は以下の通りです。



※1「年間総収入金額(総収入)」…税込総支給額をいいます。

※2「年間総所得金額(総所得)」…年間総収入金額から税法上認められた必要経費(老齢年金・普通恩給の場合は公的年金等控除額)を控除した額をいいます。

計算時の諸注意

①入居予定者(婚姻者を含む)に所得のある方が2名以上いる場合は、それぞれの所得を計算した後に所得金額合算します。

②国民(老齢)年金、厚生(老齢)年金、恩給、各種共済年金の収入は、月額所得を計算する際に「給与収入」として扱います。

③所得税法により課税対象とならない以下の収入は、月額所得の計算の対象となりません。課税対象外の収入…生活保護の生活扶助、雇用保険、労災保険、休業補償、仕送り、遺族年金、障害年金、児童扶養手当等

給与所得者の年間総収入

年間総収入(賞与・諸手当を含む税込の収入)の計算		
就職(勤務開始の時期)	年間総収入の計算方法	
申し込み日時点で、現在の勤務先に前年の1月1日以前から引き続き行っている方	前年の年間総収入金額 (市町村が発行する所得証明書)	
中途就職の方	申し込み日時点で、前年に現在の勤務先へ中途就職し、現在までに12ヵ月以上勤務している方	勤務した翌月から12ヵ月の年間総収入金額
	申し込み日時点で、前年に現在の勤務先へ中途就職し、勤務期間が12ヵ月に満たない方	勤務した翌月から申し込み日までの総収入金額を基に以下の計算による年間の推定総収入金額 $\frac{(\text{総収入金額} - \text{支払いを受けた賞与})}{\text{勤務した翌月から申込日前日までの月数}} \times 12$ + 支払いを受けた賞与 = 年間推定総収入金額

事業所得者の年間総収入金額

年間総所得の計算		
事業の開始時期	年間総所得の計算方法	
申し込み日時点で、現在の事業を前年の1月1日以前から引き続き行っている方	所得証明書 (市町村が発行するもの)	
途中で事業を始めた方	申し込み日時点で現在の事業を前年の中途から開始して、現在までに12ヵ月以上行っている方	事業を始めた翌月から12ヵ月間の年間総所得金額 【年間収入－年間支出＝年間所得】
	申し込み日時点で、現在の事業を前年の中途から開始して、事業期間が12ヵ月に満たない方	事業を始めた翌月から申込日の前月までの収入と支出を基に、以下の計算による年間の推定総所得金額 $\frac{(\text{総収入金額} - \text{総支出金額})}{\text{事業を始めた翌月から申込日前月までの月数}} \times 12$ = 年間推定総収入金額

※老齢年金、普通恩給は、以下の計算方法で年間所得金額を算出してください。

受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額の計算
65 歳以上 昭和 34 年 1 月 1 日 以前に生まれた方	1,100,000 円まで	所得は0
	1,100,001 円から 3,299,999 円まで	(年金額) - 1,100,000 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	(年金額) × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(年金額) × 0.85 - 685,000 円
65 歳未満 昭和 34 年 1 月 2 日 以降に生まれた方	600,000 円まで	所得は0
	600,001 円から 1,299,999 円まで	(年金額) - 600,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	(年金額) × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(年金額) × 0.85 - 685,000 円

月額所得の計算方法

このページでは、11 ページから 13 ページまでで計算した年間総収入金額・年間総所得額から以下の計算式に金額を当てはめて世帯の「月額所得」を割り出し、その結果が収入基準内に該当するか判断します。

【具体的な計算方法】

- ・給与所得者の方→①から順に計算をしていきます。
- ・事業者所得者の方→③で計算します。

①年間総収入金額：_____ 円

②年間総所得金額の計算方法(下記の表にあてはめて計算します。): _____ 円

年間総収入の金額の区分	年間総所得金額
ア. 550,999 円以下	年間総所得金額は0
イ. 551,000 円以上 1,618,999 円以下	(A) - 550,000 円
ウ. 1,619,000 円以上 1,619,999 円以下	1,069,000 円
エ. 1,620,000 円以上 1,621,999 円以下	1,070,000 円
オ. 1,622,000 円以上 1,623,999 円以下	1,072,000 円
カ. 1,624,000 円以上 1,627,999 円以下	1,074,000 円
キ. 1,628,000 円以上 1,799,999 円以下	①: (A) ÷ 4 (千円未満切り捨て) = (B) ②: (B) × 2.4 + 100,000 円
ク. 1,800,000 円以上 3,599,999 円以下	①: (A) ÷ 4 (千円未満切り捨て) = (B) ②: (B) × 2.8 - 80,000 円
ケ. 3,600,000 円以上 6,599,999 円以下	①: (A) ÷ 4 (千円未満切り捨て) = (B) ②: (B) × 3.2 - 440,000 円
コ. 6,600,000 円以上 8,499,999 円以下	(A) × 0.9 - 1,100,000 円

③月額所得の計算方法

(年間総所得金額 - 控除額合計) ÷ 12 = 月額所得

→ (_____ 円 - _____ 円) ÷ 12 = _____ 円

※申込世帯の中に所得がある方が複数名いる場合は、全員の金額を合算して世帯の「合計年間所得金額」を算出してください。

※一般世帯: 158,000 円以下、裁量世帯: 214,000 円以下

※上記でいう裁量世帯とは、優先的選考の対象世帯とは異なります。

※控除額は次のページを参照にしてください

控除金額の一覧表

控除の種類		内容	控除額
一般	1. 同居控除	本人以外の配偶者及び同居扶養親族	38万円×人数
	2. 別居扶養控除	所得税法の控除を受けている扶養親族	(本人除く)
	3. 特別控除※1	給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する方	10万円×人数
特別控除	4. 老人扶養控除	控除対象配偶者及び扶養親族のうち70歳以上の方	10万円×人数
	5. 特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方 (合計所得金額が48万円以下の方)	25万円×人数
	6. ひとり親控除 ※2	次の①+②、または③のいずれかに当てはまる場合 ※非婚の父子母子世帯も含む ①現状、結婚をしていない方(または配偶者がいても生死が不明) ②生計を一にする子(合計所得金額が48万円以下で、他の方の控除対象配偶者や扶養親族になっていない方に限る)がいること ③合計所得金額が500万円以下の方	35万円 ※所得金額が35万円未満の場合は当該所得金額
	7. 寡婦控除	①夫と死別して婚姻していない方、又は夫の生死が不明な方で、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と離婚した後、婚姻しておらず、扶養親族のいる方で合計所得金額が500万円以下の方	27万円 ※所得金額が27万円未満の場合は当該所得金額
	8. 障がい者控除	本人、配偶者、扶養親族および同居親族の中で障がい者手帳などの交付を受けている方 身体(3級以下)、精神(2級以下) 知的(B1以下)	27万円 ※所得金額が27万円未満の場合は当該所得金額
	9. 特別障がい者	重度の障がい者 身体(1、2級)、精神(1級)、知的(A1,A2)	40万円×人数
世帯の控除額合計			円

※1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替への対応

入居者又は同居者に給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者がいる場合には、一人につき10万円を追加で控除します。(10万円未満の場合は当該所得金額)

※2) 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しへの対応

ひとり親控除(35万円)及び寡婦控除(27万円)等を控除する。なお、ひとり親控除と寡婦控除を同時控除できません。また、住民票に「妻(未届け)」「夫(未届)」と記載がある人は、ひとり親控除も寡婦控除も対象外となります。

※胎児は、同居・扶養控除の対象となりません。

参考家賃(確定額ではありません、前年度の参照としてご確認ください)

市営百名団地

政令月収	入居者の家賃		
	2号棟	5・6号棟	1・3号棟
0～104,000円	18,100円	17,200円	17,500円
104,001～123,000円	20,900円	19,900円	20,200円
123,001円～139,000円	23,900円	22,800円	23,100円
139,001円～158,000円	26,900円	25,700円	26,100円

市営ワンヂン原団地

政令月収	入居者の家賃	
	1～3、5～7号棟	8～12号棟
0～104,000円	18,400円	19,200円
104,001～123,000円	21,200円	22,200円
123,001円～139,000円	24,300円	25,300円
139,001円～158,000円	27,400円	28,600円

市営久高団地

政令月収	入居者の家賃	
	1号棟	2号棟
0～104,000円	18,600円	18,600円
104,001～123,000円	21,400円	21,500円
123,001円～139,000円	24,500円	24,600円
139,001円～158,000円	27,600円	27,800円

※政令月収:世帯全員の年間所得合計額から、公営住宅法に基づく諸控除額を差し引いた額を、12ヵ月で除した額。

記入例

※優先的選考対象者は()内に優先と記入

様式第1号 (第2条関係)

希望団地	百名 団地	申込区分	一 般 その他 ()	受付番号		
市 営 住 宅 入 居 申 込 書						
令和〇〇年〇月〇〇日						
南城市長 殿						
現住所 南城市知念字久手堅22番地 ふりがな なんじょう いちろう 申込者 南城市郎 印 T E L 098-917-5351						
下記のとおり市営住宅の申込みをします。 なお、申込書に虚偽の記載があるときは、無効とされても異議を申しません。						
本籍地		所在地				
沖縄 県 南城市知念字久手堅22番地		南城市佐敷字新里1870番地				
勤務先		名称 南城市役所 施設管理課 (電話 917-5351)				
市営住宅に入居しようとする者	続柄	氏名	年齢	職業	過去1年間の収入額	※月収
	本人	南城市郎	45	会社員	2,000,000	
	妻	南城市子	40	パート	800,000	
	子	南城市次郎	17	学生	0	
	子	南城市美	15	学生	0	
※世帯の月収 ()円 - ()円 × ()人 = ()円						
住宅困窮の現況	1	住宅以外の建物又は場所に居住している。			倉庫 事務所 その他	
	2	保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住している。			老朽住宅 仮設住宅 その他	
	3	他の世帯と同居していて生活上著しく不便である。現在の間取りと世帯員との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態である。			便所 (専用、共用) 炊事 (専用、共用) 部屋数 間 量 借家、間借、下宿、寮、その他	
	4	同居しようとする親族があるが分散して生活している。			別居親族と別居先	
	5	正当な立ち退き要求を受けているが立ち退き先がない。			立ち退き要求を受けていることを証する書類	
	6	勤務場所から著しく遠隔地に居住している。			片道所要時間 時間 分	
	7	毎月の収入に比較して現在の家賃は著しく過重である。			家賃 60,000 円	
	8	婚約中であるが住宅がないため結婚できない。			婚約中であることを証する書類	
	9	高齢者、障害者、被災者などである。			その旨を証する書類	
	10	居住の公営住宅が建替又は用途廃止される。			市町村営住宅の場合は、市町村長の証明書	
	11	その他				


本籍地及び勤務地先を正確に記入して下さい。

収入のある方全員の過去1年間の収入額を記入して下さい(だいたいで結構です)

該当する項目に○をつけて、その他記入する事項があれば正確に記入して下さい。

※の項目は記入しないで下さい。

注1 「住宅困窮の現況欄」は、該当箇所の数字を○で囲み、右欄にも所要事項を記入してください。
 2 ※印欄は、記入しないこと。

(裏)													
現住所付近の見取図	※実態調査表												
	一般、その他												
現在居住している住宅の平面図 (間取り及び畳数を表示すること。)	実態調査の結果、上記のとおり 相違ありません。												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">居 間</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">居 間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 畳</td> <td style="text-align: center;">6 畳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">台 所 兼 食 堂</td> <td style="text-align: center;">ト イ レ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 畳</td> <td style="text-align: center;">6 畳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">バ ス</td> <td style="text-align: center;">バ ス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 畳</td> <td style="text-align: center;">6 畳</td> </tr> </table>	居 間	居 間	6 畳	6 畳	台 所 兼 食 堂	ト イ レ	6 畳	6 畳	バ ス	バ ス	6 畳	6 畳	年 月 日
居 間	居 間												
6 畳	6 畳												
台 所 兼 食 堂	ト イ レ												
6 畳	6 畳												
バ ス	バ ス												
6 畳	6 畳												
提示すべき書類	確 認 印												
収入を証する書類	調査員 職氏名												
立ち退き要求、婚約を証する書類	(印)												
高齢者、障害者などを証する書類													
その他													

現在居住している住宅の場所がわかるように記入して下さい。

現在居住している住宅の間取りを正確に記入して下さい。

この項目の記入は必要ありません。

記入例

様式第2号（第2条、第7条関係）

収入証明書									
南城市長 殿			令和〇〇年 〇月〇〇日						
			住所 南城市知念字久手壁22番地						
			職業 地方公務員						
			氏名 南城一郎						
月別	給料(税込)	賞与(税込)	その他(税込)	計	月別	給料(税込)	賞与(税込)	その他(税込)	計
4月	140,000円			140,000円	10月	140,000円			140,000円
5月	140,000円			140,000円	11月	140,000円			140,000円
6月	140,000円	150,000円		290,000円	12月	140,000円	170,000円		310,000円
7月	140,000円			140,000円	1月	140,000円			140,000円
8月	140,000円			140,000円	2月	140,000円			140,000円
9月	140,000円			140,000円	3月	140,000円			140,000円
					合計	1,680,000円	320,000円		2,000,000円

上記のとおり給与を支給したことを証明します。

令和〇〇年 〇月〇〇日

所在地 南城市佐敷字新里1870番地
 名称 南城市役所
 代表者 南城市長

南
城
市
長

- 注1 入居の申込みをした日の月の前月から過去1年間の収入を記載すること。
- 注2 入居家族のうち本人以外に収入のある者があるときは、この収入証明書は別々に書いて提出すること。